

## 随意契約及び前払いをする理由書

大阪府震度情報ネットワークシステムは、大阪府が設置した計測震度データを府庁の情報処理装置（サーバー）で収集し、消防庁、気象庁及び府防災情報システムに配信するシステムで、その震度データは、テレビ、ラジオ及び大阪府防災情報システムを通じ、府民や防災担当機関等に幅広く提供されています。

本工事は、大阪府中央区震度計の設置工事及び旭区震度計用配管の敷設工事であり、設置後は、震度計システムの機能確認・試験調整を行うものです。

本システムは、メーカー独自の仕様として開発したシステム構成、ソフトウェアの中身、各計測震度計の設置状況及び通信の仕様を十分熟知していることが必要となります。

以上のことから、本システムの設計・製作・施工を実施した西日本電信電話株式会社以外にその能力を有する者がいないため、大阪府財務規則62条運用2（2）アに基づき、比較見積書を省略し、同社のみに見積りを徴収することとし、その見積価格が予定価格以内であったため、公共工事の前金払に関する要綱第2条の規定により、前金払い対象とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。